

○館山市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減実施要綱

平成18年9月20日告示第41号

改正

平成19年3月30日告示第26号

平成25年3月29日告示第34号

平成27年3月31日告示第24号

平成27年10月27日告示第86号

平成28年3月25日告示第29号

館山市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が介護保険サービスを利用する生計困難者の利用者負担を軽減する場合の取扱いに関する手続を定めるとともに、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した場合における当該社会福祉法人等への助成金の交付に関し、館山市補助金等交付規則（平成19年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人等 市長に対し、利用者負担の軽減を行う旨の申出を行った社会福祉法人及び地方公共団体をいう。
- (2) 介護保険サービス 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。
- (3) 利用者負担 介護保険サービスに係る利用者の負担並びに短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護予防短期入所生活介護の利用時の食費、居住費（滞在費を含む。）及び宿泊費に係る利用者の負担をいう。

(4) 要介護者等 法第7条に規定する要介護者及び要支援者をいう。

(利用者負担の軽減)

第3条 利用者負担の軽減の対象となる者は、本市の被保険者のうち、次に掲げる要件をすべて備えるものであって、その者の収入、世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計困難者として市長が認めた者とする。ただし、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第5項に規定する旧措置入所者で利用者負担の割合が5パーセント以下であるもの及び生活保護受給者については、この限りでない。

(1) 要介護者等であること。

(2) 市民税世帯非課税者であること。

(3) その属する世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加えた額以下であること。

(4) その属する世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額以下であること。

(5) その属する世帯において、日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

(6) 利用者負担の能力のある親族等に扶養されていないこと。

(7) 本市の介護保険料を滞納していないこと。

(利用者負担の軽減対象の確認の申請)

第4条 利用者負担の軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減申請書（別記第1号様式）に収入申告書（別記第2号様式）、資産申告書（別記第3号様式）、扶養義務者の状況申告書（別記第4号様式）及び同意書（別記第5号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

(利用者負担の軽減対象の確認の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、利用者負担を軽減するかどうかを決定し、社会福祉法人等利用者負担軽減決定通知書（別記第6号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(確認証の交付等)

第6条 市長は、前条の規定により利用者負担を軽減するものとされた者（以下「軽減対象者」という。）に対し、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（別記第7号様式。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

2 確認証の有効期間は、第4条の申請書の提出があった日の属する月の初日から翌年の6月30日

までとする。ただし、当該申請書の提出があった日が4月1日から6月30日までの間にあるときは、6月30日までとする。

- 3 軽減対象者は、確認証の有効期間の満了後、引き続き利用者負担の軽減を受けようとするときは、第4条の申請書の提出を行うものとする。

(確認証の返還)

第7条 軽減対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに確認証を市長に返還しなければならない。

(1) 第3条に規定する要件を備えなくなったとき。

(2) 確認証の有効期間が満了したとき。

(利用者負担の軽減の割合)

第8条 軽減対象者に係る利用者負担の軽減の割合は、利用者負担の4分の1とする。ただし、高齢福祉年金の受給者に係る利用者負担の軽減の割合は、利用者負担の2分の1とする。

- 2 前項の規定により軽減した額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(軽減の申出)

第9条 社会福祉法人等による利用者負担の軽減を行う旨の申出は、社会福祉法人等利用者負担軽減申出書(別記第8号様式)により行うものとする。

(社会福祉法人等への助成)

第10条 市長は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減したときは、当該軽減した総額から当該社会福祉法人等が本来受領すべき利用者負担収入の1パーセントに相当する額を減じた額の2分の1に相当する額を助成するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、社会福祉法人等が指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減したときは、次に掲げる額の合算額を助成するものとする。

(1) 当該軽減した総額から当該社会福祉法人等が本来受領すべき利用者負担収入の10パーセントに相当する額を減じた額

(2) 当該軽減した総額から次に掲げる額の合算額を減じた額の2分の1に相当する額

ア 前号に規定する額

イ 当該社会福祉法人等が本来受領すべき利用者負担収入の1パーセントに相当する額

- 3 前2項の規定により助成額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 助成額の算定は、介護保険サービス事業所を単位として行い、当該介護保険サービス事業所が軽減した総額に占める本市の被保険者の利用者負担軽減額の割合により算定した額を助成額とする。

(助成手続等)

第11条 助成金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、社会福祉法人等利用者負担軽減助成金交付申請書（別記第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 当該年度収支予算書
- (3) 法に基づく指定事業者であることを証する都道府県知事からの通知の写し（利用者負担軽減事業を実施する介護保険サービス種別、事業所ごと）
- (4) 運営規程（利用者負担軽減事業を実施する介護保険サービス種別、事業所ごと）
- (5) 確認証提示者名簿
- (6) 助成金申請額計算書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金を交付するかどうかを決定し、社会福祉法人等利用者負担軽減助成金交付決定通知書（別記第10号様式）により、当該申請を行った社会福祉法人等に通知するものとする。

3 助成金交付の請求は、社会福祉法人等利用者負担軽減助成金交付請求書（別記第11号様式）により行うものとする。

(他の制度との適用関係)

第12条 市長は、この要綱に基づき軽減された後の利用者負担（食費、居住費（滞在費を含む。）及び宿泊費に係る利用者の負担を除く。）が介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2の2及び第29条の2の2に規定する額を超える場合は、法第51条に規定する高額介護サービス費及び法第61条に規定する高額介護予防サービス費を支給するものとする。

2 市長は、法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費又は法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給を受けることができる者については、これらのサービス費の支給後、この要綱に基づく軽減を行うものとする。

3 市長は、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置について（平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）別添1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱に基づき訪問介護の利用者負担の軽減を受けることができる

者については、同要綱の適用後、この要綱に基づく軽減を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(税制改正に伴う特例)

2 平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間に限り、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号）附則第4条第1項各号のいずれかに該当する第1号被保険者（介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第23条及び第24条の規定に基づく特定被保険者に係る高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費に関する特例の対象者を除く。）は、市民税世帯非課税者とみなして、この要綱を適用する。この場合において、第2条第3号中「食費、居住費（滞在費を含む。）及び宿泊費に係る利用者の負担」とあるのは「食費、居住費（滞在費を含む。）及び宿泊費に係る利用者の負担（当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回るときは基準費用額）」と、第3条第2号中「市民税世帯非課税者」とあるのは「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号）附則第4条第1項各号のいずれかに該当する第1号被保険者（介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第23条及び第24条の規定に基づく特定被保険者に係る高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費に関する特例の対象者を除く。）」と、同条第3号中「150万円」とあるのは「190万円」と、第8条第1項中「4分の1」とあり、及び「2分の1」とあるのは「8分の1」とする。

附 則（平成19年3月30日告示第26号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第34号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第24号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月27日告示第86号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第29号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第1号様式（第4条）

第2号様式（第4条）

第3号様式（第4条）

第4号様式（第4条）

第5号様式（第4条）

第6号様式（第5条）

第7号様式（第6条第1項）

第8号様式（第9条）

第9号様式（第11条第1項）

第10号様式（第11条第2項）

第11号様式（第11条第3項）